

松原市民ふるさとびあプラザ 利用のご案内

〒580-0016 松原市上田7-11-19

電話：(072) 336-6800

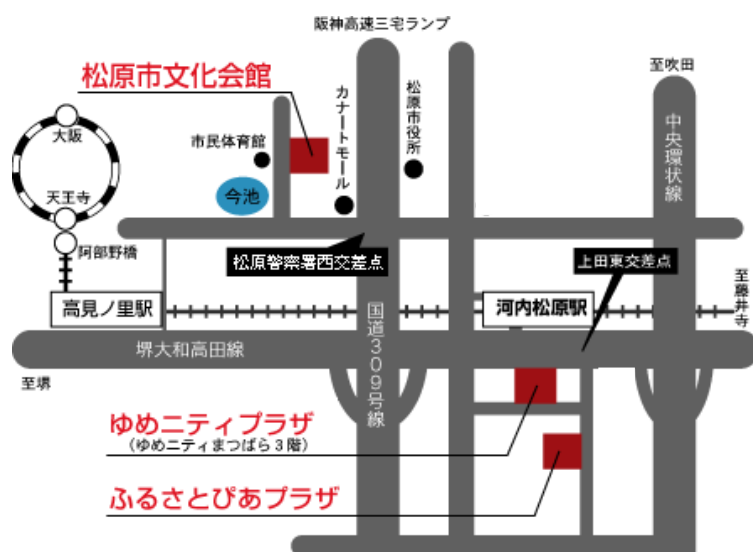
FAX：(072) 336-4877

休館日：月曜日（祝日を除く）及び12/29～1/3

開館時間：9：00～21：00

（但し、貸室等の予約がない場合は17：30まで）

受付時間：9：00～17：30



アクセス：近鉄南大阪線大阪阿部野橋駅から準急乗車
河内松原駅下車 徒歩7分

2026年4月 改訂版

※この「利用のご案内」は事前の告知なく変更されることがあります。

1、利用申し込みについて

① 利用者登録を行う

- ・松原市民ふるさとびあプラザ（以下「当プラザ」という）窓口で「利用者登録申請書」に必要な事項を記入のうえ、利用者登録をおこなってください。
- ・団体が利用される場合は「利用者登録申請書」の「団体名」欄に利用団体名を、個人利用の場合は「団体名」欄を空白にして、「氏名」欄のみ記入してください。
- ・登録された団体名、または個人名が領収書の宛名となります。
- ・「住所」欄は団体の場合、事務所や事業所などの所在地を、個人利用の場合は利用者の現住所を記入してください。（事務所などを設けないサークルなどの利用は代表者の現住所を記入してください）
- ・利用者登録が完了すると、インターネットから空き状況の確認や仮予約ができます。
- ・「利用者登録申請書」は、当プラザ窓口または当プラザホームページ掲載の用紙をご利用ください。

② 貸し出し可能時間

- ・開館日の9:00～21:00まで。
但し、月曜日(祝日の場合除く)の休館日と年末年始(12/29～1/3)は除く。

③ 利用申し込み

- ・利用申し込みは、利用する日の属する月の6ヶ月前の月から受け付けています。
- ・インターネットまたは窓口で申し込み可能です。（インターネットからの予約は利用日の4日前まで）例：利用日 1月14日⇒インターネットからの申し込み最終日1月10日中
- ・窓口での申し込みは9:00～17:30まで（場合により当日まで受付可能）。

予約開始一覧

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予約開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

④ 申し込み方法

- ・申し込み方法には、**抽選申し込み**と、**先着順申し込み**の2通りがあります。

1. 抽選申し込み

- ・毎月1～7日（抽選申し込み期間）に申し込まれた6か月先の予約は、他の利用者と重なる場合抽選で決定いたします。
- ・抽選申し込み期間に申し込まれた予約は、毎月8～9日に抽選をおこない、10日9:00から結果を開示いたします。利用者側で当落の確認後、当選確定ボタンを押し予約を確定させ15日までに窓口で利用料をお支払ください。15日が休館日にあたる場合、前日の14日17:30までが支払い期限となります。
- ・当選を確定させなかった予約や、支払期限が過ぎた予約は取り消しとなりますのでご注意ください。

2. 先着順申し込み（抽選申し込みを終えた期間の予約申し込み）

- ・抽選期間を終えた10日9:00から、先着順に随時予約をすることができます。
- ・インターネットからの予約申し込みは、利用日の4日前までとなります。
- ・予約申し込みから7日以内に、当プラザ窓口で利用料をお支払ください。7日目が休館日にあたる場合、その前日の17:30までが支払い期限となります。
支払期限が過ぎた予約は取り消しとなりますのでご注意ください。

ひと月の予約早見表（例）

日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
			抽選申込期間				
5	6	7	8	9	10	11	
抽選申込期間			抽選期間		当選者支払期間		
					先着申込期間		
12	13	14	15	16	17	18	
当選者支払期間				先着申込期間			
19	20	21	22	23	24	25	
先着申込期間							
26	27	28	29	30	31		
先着申込期間							

支払期限の15日が休館日の場合は、前日の14日までとなります。

抽選申し込みや予約申し込み、空き状況は下記URLから確認できます。

<https://reservation.city.matsubara.osaka.jp>

2、利用料の支払いについて

- ・利用料金は、前払い制です。
- ・お申し込み日（予約日）から**7日以内**に窓口へお支払いください。7日目が休館日にあたる場合、その前日の17：30までが支払い期限です。
- ・やむを得ず当日精算をご希望の場合、必ず窓口へご連絡ください。
尚、当日精算をお申出いただき、当日施設を使用されなかった場合は、施設利用料の全額をお支払いいただきます。

3、「利用許可申請書」について

- ・お支払い時、「利用許可申請書」に必要事項を記入し、申請者が署名のうえ、窓口にご提出ください。

「利用許可申請書」は、利用申し込みごとに提出が必要です。

利用許可申請書の提出がない場合、利用をお断りすることもあります。当該用紙は当プラザ窓口でお求めいただくか、当ホームページに掲載のものをご利用ください。

4、領収書の宛名について

- ・領収書の宛名は「利用者登録申請書」にて登録された団体名、または個人名でのみ発行いたします。
- 登録している団体名、または個人名以外の宛名を領収書に記載することはできません。

5、市外加算金について

- ・市外居住者（個人または団体）が使用するときには、「市外加算金」が加算されます。
- ・「市外加算金」は市内へ通勤、または通学されている市外在住者が利用される場合も加算されます。

6、営利加算金について

- ・当プラザは、松原市が松原市民のために運営している公共施設です。市民の皆様が“個人的に”、“趣味として”、“営利目的とせず”ご利用いただく施設です。利用の際入場料や入場料に類する金銭のやり取りが発生する場合や、営利団体の利用には「営利加算金」が加算されます。

1、施設利用料を企業などの営利団体や個人がその業務上（仕事の上）での経費とする場合
（例：①領収書の宛名が企業名である。②領収書を確定申告の祭に経費として税務署に申告する。）

2、食品・金融商品などを販売するために不特定多数の人を集めて行う勉強会やセミナーなど、購入者対象に商品勉強会を開催する。
（例：特定メーカー商品の説明会。会員募集や入会のための集まり。）

3、文化活動であっても借主がその活動を仕事として月謝・謝礼を徴収している。
（そろばん教室、ピアノ教室、ダンス教室、カルチャースクール作品展示販売など）

4、非営利団体の活動であっても入場料やそれに類する代金を徴収、又は物販をする。

7、冷暖房費について

- ・冷暖房費のみ、施設利用された当日に精算が可能です。
- ・利用日以前に冷暖房費を支払われた場合、利用当日冷暖房を使用されていなくてもすでに納められた冷暖房費は還付できません。
- ・還付金が発生する利用取り消しの際、還付金は冷暖房費込みの金額から算出となります。
- ・利用日時予約変更をされる際、変更先の利用日時へ冷暖房使用も移動されます。冷暖房使用だけを別日に変更することはできません。

8、利用取り消し（キャンセル）の還付金について

- ・利用申し込み（入金）後、利用者が施設の利用を取り消しをする時は、直ちに当プラザ窓口にお申出ください。既に納められた利用料（基本料金、市外加算、営利加算、冷暖房加算）の全額還付はできませんが、次のいずれかに該当し、認められる際は、その該当額を還付します。
※取り消し料（キャンセル料）は利用料をお支払いいただいた時点より発生します。

- ・利用日の30日前までのキャンセルの場合⇒利用料の50%の還付
- ・利用日の14日前までのキャンセルの場合⇒利用料の20%の還付

※利用日から数えて13日以内のキャンセルの場合、還付は発生しません。

※冷暖房費込みで利用料を支払われている場合は、支払われた冷暖房費込みの金額に対しキャンセル料が発生します。

※備品代については、¥還付はありません。

例：4月1日利用の場合⇒3月2日中までの取り消し⇒50%還付

3月3日～3月18日までの取り消し⇒20%還付

3月19日～4月1日までの取り消し⇒還付なし

但し、次項「9、利用の変更について」に記している通り利用日の7日前まで利用日の変更が可能です。

≪例≫利用日が、4月1日の場合

※還付に際し、必ず印鑑ご持参でご来館ください。

※電話などで取り消しの申し出をされても手続きは完了いたしません。

必ず各還付期間内にご来館のうえ、手続きを済ませてください。

（還付額は来館時に該当する還付率から算出します）

※30日前、14日前が休館日にあたる場合は、その前日が各還付率での取り消し受付日となりますのでご注意ください。

9、利用の変更について

- ・利用施設の変更は、利用日の7日前（利用日+7日）まで受け付け可能です。
7日前が休館日にあたる場合、その前日までが変更受付可能日となります。
- ・利用予約は利用日の属する月の6ヶ月前の月から開始していますので、その範囲内であれば利用変更が可能です。
- ・10～17時など、複数時間枠の予約を10～12時、13～17時と分けて変更することはできません。

利用変更には次の2通りが可能です。

① 利用施設、利用時間の変更がなく、利用日だけ変更の場合

例1：5月1日
会議室 9～12時



9月1日
会議室 9～12時

上記の場合、利用申請（支払）をされた日から4月24日までは変更受付可能。4月25日からは受付不可となります。

② 利用時間区分、または違う施設への変更の場合

- ・変更受付期間は、上記①の変更と同じです。
- ・同じ利用時間、利用施設でなくても変更は可能です。但し、変更による利用料の不足が生じた際は、不足利用料を請求いたします。

また、利用変更により利用料金を過分に納められている状態になっても、過分利用料の還付はありません。また、冷暖房費のみを別日に変更や、冷暖房費を不足利用料へ充当することはできません。

還付をご希望のお客様は、一旦利用取り消し（キャンセル）をしてください。

その場合、利用料全額の還付はできません。※還付額は前項の還付率をご参照ください。

例1：市民ギャラリー
9時～12時（2,900円）

市民ギャラリー
9時～17時（7,800円）⇒差額4,900円支払い

例2：市民ギャラリー
9時～17時（7,800円）

市民ギャラリー
9時～12時（2,900円）⇒差額の返金はありません

例3：会議室
9時～12時（1,100円）

市民ギャラリー
9時～12時（2,900円）⇒差額1,800円支払い

例4：市民ギャラリー
9時～12時（2,900円）

会議室
9時～12時（1,100円）⇒差額の返金はありません

変更前の利用金額 > 変更先の利用金額 ⇒差額返金なし

変更前の利用金額 < 変更先の利用金額 ⇒差額をお支払いいただきます。

※ 変更前より変更先の利用金額が小さい場合で、還付を希望される方は、一旦利用取り消し（キャンセル）をしてください。

還付率に応じた金額を還付した後、新たに利用先を予約をしてください。

その際、新たに利用許可申請書が必要となります。

※ キャンセル手続きの際、「取下げ申請書」「還付申請書」を記入いただきます。各申請書には、署名捺印が必要となりますので、印鑑をご持参ください。捺印がない場合、還付できませんのでご注意ください。

10、貸室・シアター・展示室利用のお願い

① 利用時間の厳守について

利用時間には「準備」と「片づけ」も含まれます。申請された時間内で「準備」「片づけ」をおこない退出をしていただくため、「準備」と「片づけ」の時間も考慮した会場予約をお願いいたします。

② 会場の設営と原状復帰について

机や椅子、その他の設営等については原則的に利用者にて行っていただきます。また、設営後の原状復帰や後片づけについても、利用時間内に利用者にて行っていただきます。

尚、ゴミは全て利用者にてお持ち帰りください。

③ 会場への荷物の搬入出について

荷物を宅配、郵送する際は利用者が受け取りをしてください。やむを得ず利用者が受け取りできない場合は、事前に窓口へ連絡してください。

連絡のないまま配達された荷物は受け取りできません。

④ 楽器や大きな音だしのある利用について

楽器や大きな音が出る利用は他の施設利用に支障をきたすためハイビジョンシアターをご利用ください。

⑤ 場内にある設備や、貸し出し物について

椅子・机など無料で使用できる備品や、ホワイトボード用マーカーなど事務所から貸し出す物以外は、全て利用者がご用意ください。

無料の設備が使用できず施設利用に支障をきたしても即納の利用料をお返すことはできません。また、wi-fi サービスはありませんので、必要な際は利用者でご用意ください。

⑥ 飲食について

飲食をされる場合は「後片づけ」の際に必ず利用した机を布巾などで拭き、汚れを取り除いてから片づけてください。

飲食物を床へこぼされた際は、速やかに事務所まで申し出て汚れを取り除いてください。(布巾などは事務所で貸し出ししています。)汚損の具合によっては、清掃修繕代を請求させていただく場合もあります。

ゴミは全て利用者が回収し処分をしてください。

当プラザではゴミの処分はいたしません。

⑦ 駐車場利用について

無料駐車場(乗用車5台分)はありますが、イベント等でご利用いただけない場合があります。(極力、お車でのご来場はお控えください。)

⑧ 駐輪場利用について

無料駐輪場(約10台分)はありますが、駐輪台数に限りがありますので、ご注意ください。

11、貸室・シアター・展示室概要

市民ギャラリー (157.89 m²) 椅子 130 脚 / 机 27 台



特別展示室 (54.88 m²) 椅子 20 脚 / 机 6 台



ハイビジョンシアター (61.17 m²) 客席数 46 席



会議室 (36.46 m²) 椅子 12 脚 / 机 6 台 (予備：椅子 6 脚 / 机 2 台)



12、貸室・シアター・展示室利用料金

利用時間区分		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
		9:00 から 12:00 まで	13:00 から 17:00 まで	18:00 から 21:00 まで	9:00 から 17:00 まで	13:00 から 21:00 まで	9:00 から 21:00 まで
		(3時間利用)	(4時間利用)	(3時間利用)	(8時間利用)	(8時間利用)	(12時間利用)
市民ギャラリー	基本料金	2,900	3,900	2,900	7,800	7,800	11,600
	市外加算金	1,450	1,950	1,450	3,900	3,900	5,800
	営利加算金	2,900	3,900	2,900	7,800	7,800	11,600
	冷暖房加算金	1,160	1,560	1,160	3,120	3,120	4,640
特別展示室	基本料金	900	1,200	900	2,400	2,400	3,600
	市外加算金	450	600	450	1,200	1,200	1,800
	営利加算金	900	1,200	900	2,400	2,400	3,600
	冷暖房加算金	360	480	360	960	960	1,440
ハイビジョン シアター	基本料金	1,100	1,500	1,100	3,000	3,000	4,400
	市外加算金	550	750	550	1,500	1,500	2,200
	営利加算金	1,100	1,500	1,100	3,000	3,000	4,400
	冷暖房加算金	440	600	440	1,200	1,200	1,760
会議室	基本料金	1,100	1,500	1,100	3,000	3,000	4,400
	市外加算金	550	750	550	1,500	1,500	2,200
	営利加算金	1,100	1,500	1,100	3,000	3,000	4,400
	冷暖房加算金	440	600	440	1,200	1,200	1,760

※障害者または障害者団体が利用し**営利加算金の発生しない場合**、「基本料金」・「冷暖房加算金」・「市外加算金」が5割減免されます。

※ハイビジョンシアターのシステム機器を利用するときは、上表の利用料金に利用1時間当たり2,200円を加算となります。この場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなします。(現在、ハイビジョンシアターのシステム機器は故障により使用できません。)

※特別展示室、ハイビジョンシアター及び会議室の17:00～21:00までの利用については、市民ギャラリーに付属する利用の場合のみ利用可といたします。

※市民ギャラリーご利用の場合は、マイク(有線1、ワイヤレス1、ピンマイク1)の貸し出しができます。(無料)

※Wi-Fi サービスはありません。